

## 高島炭坑に見る明治前期の親方制度の実態

——「わが国鉱業労働における封建性と親方制度」補論その二——

大山 敷 太郎

### 目 次

- 一、は し が き
- 二、高島炭坑開発の事歴
- 三、いわゆる「高島炭坑問題」の論議に見る親方〔納屋頭〕制度の実態
- 四、当時における親方〔納屋頭〕制度改革意見
- 五、「高島炭坑文書」に見る親方〔納屋頭〕制度の実態
- 六、む す び
- 一、は し が き

三菱の高島炭坑は、三井の三池炭坑と相並んで、それぞれ、この二大財閥のドル箱とまで呼ばれ、わが国炭坑の双壁であるが、前者の名は、又、そこにおける『坑夫虐遇』事情の摘発〔明治二十一年〕によつて、夙に天下に

著聞した<sup>1)</sup>ところが、そのいわゆる『坑夫虐遇』たるや、実に、納屋頭「親方」による封建的圧制を中核とするものに外ならなかった。尤も、このやうな事實は、決して、この炭坑だけのものではなく、かつて、ほとんど何処にもみられたものであったが、わが国鉱業労働における封建性と親方制度の密接な関連に注目する筆者にとって、当時におけるこの炭坑における親方制度〔納屋頭制度〕の実態如何は、この意味において、当然、重大な関心事とならざるを得なかった。

かくて、筆者は、先年親しく同炭坑に赴き、数日を費して、旧記録の採訪に若干の努力を傾注したが、遺憾ながら、そのほとんどは散逸して伝わらず、僅かに数点を借覽し得たに止まった。ところが、明治二十一年六月この炭坑における『坑夫虐遇』事情が摘発せられ、相次いで種々なる論議がなされ、一世の耳目を聳動させたことは、これまで、『従来殆んど顧みられなかった労働者の境遇に就いて一般社会の注意を喚起し、始めて労働問題の存在を留意せしめた点に於いて』、『我国の解放運動史上に特記せらるべきもの』とされて来た。<sup>2)</sup>

これ等の論議が、いうが如く、わが国での『労働問題の存在を留意』せしめた始めのものであるか、どうかについては、なお、疑問であるが、ともかく、『我国の解放運動史上に特記』せらるべきものであるとする限りにおいては、筆者としても、全く異論はない。だが、当時の論議を熟読するに、『坑夫虐遇』について、中核的存在としての役割を果たしたのは、上述の通り、まさに、納屋頭「親方」そのものであったのであり、これによる封建的圧制の実態が、実に生々しく描き出されている点においても亦、貴重せらるべきである。この点は、従来ほとんど全く指摘せられなかったが、いうまでもなく、それは、このような問題意識が欠けていたからに外なるまい。<sup>3)</sup>

よって、筆者としては、明治前期における鉱業〔特に石炭〕における親方制度の実態を、この高島炭坑におけ

るそれに即して窺うに当り、これ等の論議のうちに現われたところと、僅かに採訪し得た若干の旧記録とを、彼此参照してゆきたいのである。因みに、いわゆる「高島炭坑問題」は、明治二十一年六月以降約半歳に亘って、雑誌「日本人」誌上に登載の諸論稿を中心として惹起せられたものであるが、今日、その原文を同誌に徴して閲読することは、一般には、決して容易ではない。然し、幸にして、昭和の初年吉野作造博士等編纂の「明治文化全集」〔第二十一卷、社会篇〕中にこれが収録せられており、拙稿も亦、便宜上これに拠らして戴いたことを感謝したい。なお、維新から国会開設に至る重要問題を録した指原安三著「明治政史」第二十一篇中にも、「高島炭坑々夫虐遇の始末及清浦警保局長の演説」と題した一項があり、又以て、当時の実状及びこの問題に対する政府の態度を窺うに足る重要な資料である。

〔註〕 鈺山経営者連盟編「鈺山労働運動史」が、小冊子ながら、この事件を以て、『鈺炭山に特有な封建的統轄組織―飯場（納屋）制度―が、偶々特異な環境に於て悪の華を咲かせたのである』（一九頁）云々とし、これに觸れている。平野義太郎氏「日本資本主義社会の機構」にも、『隷奴的形態の賃労働者がいかに成立し、播藍期におけるこれらプロレタリアートが、資本によっていかに生きた労働をすわれはじめたかの標本を、高島炭坑についてみる事ができる』（「同書」九七―九八頁）とし、若干の引用説明があるが、納屋頭制度そのものとの関連に関しては、何等の指摘がない。

## 二、高島炭坑開発の事歴

本論に入るに先って、まず、この炭坑開発の事歴を簡単に述べておこう。この高島炭坑は、長崎港を西南に距る四里余の一小島に所在する。その開発は慶応四年（西・一八六八年、この年、九月、明治元年となる。）のことに係るが、それが、当時として全く異例といふべき佐賀藩と外商ガラブル商社（イギリス）との共同企業として出発し

たことが、まず以て、注目に値する事実であつた。そして、同藩がこれを開発創業したのは、燃料としての石炭を自給するためというのではなく、もっぱら、利潤獲得を目的とする企業的意思を有するものであつたが、当時として、国内需要は未だほとんどに足らなかつたから、全く外国船への売込み、すなわち、貿易品として提供するにあつた点が、更に又、注目せられる。なお、どうして、当時として全く異例といふべき外商との共同企業といった形態が採られたかというに、それは、技術上・販売上・及び資金上の諸關係からであつたが、なかならず、最後のものが決定的な重要性を持つていた。

ところが、このような同炭坑の企業形態は、外人の鉱山採掘権を否定する明治新政府の政策と抵触することとなつた。すなわち、政府のこの方針は、一般的ではあつたが、夙に、慶応四年発布の「政体書」の一齣に、『私人外国人ヲ雇フ勿レ、隣藩或ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ』云々とあるうちに看取できるが、明治三年秋頃から、この高島炭坑の企業形態を繞つて、政府と佐賀藩との間に物議が醸し出され、佐賀藩としては、前記外商を名儀上、同藩の使用人とすることに、又、廢藩置県後は、純然たる民營としてその経営を持續することによつて、これを切り抜けようと努めた。だが、外人の鉱山採掘権を否定する政府の政策は、明治五年三月発布の「鉱山心得」に至つて、一層明示せられ、又、当時略々脱稿を見た「日本坑法」では、厳然と外国人との共同企業を許さずと規定せられ、更に又、よし、名義上は共同企業でなくても、實質的に利潤分配に与るものは、すべて共同企業者と見做すとも断定せられた。しかも、これよりさき、明治四年七月断行の藩廢置県の結果として、政府は佐賀藩と肩替りしてその権利義務を繼承することとなり、高島炭坑官収の方針が確定し、種々接衝の末、ガラブル商社に対し、その支出総額に幾分の利益を加算し、洋銀四十万弗を交附し、完全にこれと手を切ること成功したも

のであった〔明治七年一月〕。かくて、官収実現後、その経営は鉾山寮の直轄の下に、新らしく出発することとなったが、どうしたわけか、同年十二月には後藤象二郎に払下げられて、再び民営となり、次で、同十四年四月には、後藤はこれを岩崎弥太郎に譲渡し、爾來、三菱の経営として今日に及んだものである。

### 三、いわゆる「高島炭坑問題」の論議に見る親方〔納屋頭〕制度の実態

ここに、「高島炭坑問題」とは、明治二十一年六月、雑誌「日本人」誌上に、政教社員松岡好一の実地四カ月の労働体験に基くという「高島炭坑の惨状」と題する一文が登載せられ、この炭坑々夫の悲惨な状況が報告せられたのに端を発し、相次いで、各種の論議が現われ、遂に一世の耳目を聳動させるに至ったものをいう。結局、時の当局もこれを放任し兼ね、警保局長〔清浦奎吾〕を派遣し、実情の調査をさせたが、それによって、同炭坑の労働条件乃至は坑夫の待遇上改善の要ありとし、その具体化が厳命せられたものであった。以下、これ等の資料に基づいて、問題とせられた納屋頭制度の実態を、多少の解説と批判を加えつつ伺ってみよう。

まず、この問題の火蓋を切った松岡好一の「高島炭坑の惨状」なる一文は、その冒頭の記事によるに、筆者が、明治十八年十一月、『彼の有名な肥前国西彼杵郡高島炭鉞の実況を探查せんと欲し』て、『長崎港より船に投じて該島に渡り、中山村増田某の納屋に寓し、坑夫に伍して坑内に下り、親しく其実況を目撃探查』したところに基く。ただし、これよりさき、同炭坑々夫圧制の風評があったため、筆者は、親しくその実況を探查せんとし、みずから坑夫の一員として稼働したもので、その期間は四カ月の永きに及んだという。同稿は、この炭坑の事歴を略記した後、三菱会社の経営以後の圧制振りを概略して、次の如くいう。曰く、

『三菱会社の後藤氏に代りて炭鉱事業を執るや、千古未曾有の压制法を設け、人類たる三千の坑夫を使役駆逐する最苛最酷にして牛馬も嘗ならず、慘憺たる状況は仏氏の所謂修羅の巷にして、坑夫は宛然餓鬼の如く、事務員、海岸取締人、小頭、納屋頭、人繰は青鬼赤鬼の如く、炭鉱舎長は閻魔王の如し。嗚呼蜻蛉の洲裡日本<sup>一</sup>の邦土、亦斯の恐るべき忌むべき地獄否野蠻界あり』

云々と。

〔註〕 尤も、このような納屋頭制度下の坑夫への压制振りを『三菱会社の経営似後』だけのものとしてよいか、どうかについては、若干の疑問がある。というのは、納屋頭制度そのものが、決して、三菱会社の経営に移つて後にはじめられたものでなく、すでに、幕末佐賀藩による経営当初に採用せられた史実があるからである〔後述参照〕。

同稿は、更に、同坑々夫の労働の実態を描いて、次の如くいう。曰く、

『坑夫は凡三千人ありて諸国鳥合の徒なり。炭鉱舎は島の東端に建設し、広大なる蒸気機関は人目を驚かし、数百の鉄軌は汽車線路を敷き、……斯る外景の壮麗希覯なるに拘はらず、其内情や憐むべく恐るべし。乃ち坑夫の就業時間は十二時にして、三千の坑夫を大別して昼の方夜の方となし、昼の方は、午前四時に坑内に下り、午後四時に納屋に帰り、夜の方は午後四時に坑内に下り、翌日午前四時に納屋に帰る。其坑夫が十二時間執る処の作業苦役は、先ず第一に坑内一里二里の所に到り背丈も伸びぬ炭層間を屈歩曲立し、鶴嘴地雷火棒等を以て一塊二塊と採炭し、之を竹畚に盛り、重量十五六貫乃至二十貫なるを這へるが如く忍ぶが如く、一町二町と担ひつつ蒸気軌道に運ぶなり。其他岩砕、杵入等の危険なる業、門看、風廻等の煩惱なる役ありて実にも当てられぬ光景なり。然り而して坑内縦横の採炭道路は之を何片磐何卸と称し、或は一町或は二町或は半里或は一里ありて、之を細かに合算すれば、十里二十里の多きに至るならん。坑内に下るには鉄道の釣函に乗り

一直線に地底へ下ること凡そ十八間、其恐ろしきこと生ながら地獄へ墮落するの思ありて、如何なる大胆不敵の男兒も一度は必らず魂魄を消失すべし〔中略〕。炭箱は其間を昇降して轟々耳を貫き、行歩の危険亦言う可らず。氣候は地底に下るに従ひて漸々炎熱になり最も極端に到れば寒暖計百二三十度となる。坑夫は其炎熱燿烟の間に労力して間断なく、汗は流れて惣身洗ふが如く、空氣は少量にして呼吸太だ苦しく、炭臭鼻を穿ちて殆んど堪ゆ可らず』

云々と。

描写し得て、ほぼ精細というべく、ある程度機械化せられた明治前期の炭坑作業の実態を伺う上に、好箇の一資料とするに足るとおもふ。ここに描かれたような、炭坑労働の実態は、もとより注目に値するところである。

だが、問題は、より一層、いわゆる納屋頭制度〔親方制度〕の下に、納屋頭を中核として行われた労働者に対する压制、酷使の機構乃至はその実態そのものにあつた。前掲の如く、筆者は小頭・納屋頭・人繰等を目して『青鬼赤鬼の如く』と評しているが、更に、これを敷衍して、これ等による压制・酷使振りを次の如く説く。曰く、

『斯る驚くべき境界に斯る労働を為すにも拘はらず、炭坑舎の規則として、分秒の休憩をも与へず、小頭人繰をして採炭の個所を巡廻監督せしめ、少時を怠る者あれば、携帯の棍棒を以て殴打苛責せり。是余が小頭人繰等を目して青鬼赤鬼と云ふも豈理なからんや。又坑夫中過度の労力に堪へずして休憩を請ひ、或は納屋頭人繰の意に逆う者ある時、見懲みせしめと称して其坑夫を後手に縛し梁上に釣り揚げ足と地と咫尺するに於て打撃を加へ、他の衆坑夫をして之を觀視せしむ。又坑夫あり、坑業に堪へずして脱島を図り、事成らずして海岸取締員若くは人繰の手に捕へらるるや、海岸取締員人繰は其脱島未遂の坑夫を懲戒するに、或は蹴り或は倒し、或は釣

り、其の苛責の残酷なる苟も人情を具備する者の為し能はざる処なり。抑も此等の人類を鬼と云はずして將た何とか云はん』

云々と。

かつても指摘しておいた通り、納屋頭〔小頭・人繰等これに準ずべきものを含む〕等によるかかる圧制酷使は、坑夫を募集し、これを稼働せしむることの実績に、彼等の収得の多くがかかっていたからに外ならない。

同稿は、又、同坑々夫に先山・後山の別があり、その日給は先山がおよそ二十五銭から三十銭、後山は十五銭から二十銭であるが、それは、

『唯日給の名あるのみにして、其実なく、坑夫が負債は日一日年一年に増加し遂に弁済の路なし』……『人若し一度地獄島に墮落せば、再び極楽国へ浮び出ずること容易ならず』

云々としている。そして、その然るゆえんは、この炭坑の坑夫が『人間無上の苦役に服する』ところから、時として疾病なきを得ず、又、『最危険の労業を為す』ところから、時として負傷を避けられないが、その間労賃を得られぬのに、納屋頭制度下において、納屋頭から『飯汗蔬菜の代価を引去らる』るからであるとしている。

しかも、炭坑舎として、『坑夫が其郷里へ郵便書翰を出すを許さず』又、『坑内に下る外、他行を禁ず』る方針であったため、このような圧制・酷使も、容易には外部に伝わり難かつたものである。然し、かかる実情は、ようやくにして、おのずから、世の知るところとなり、かくて、『近年高島炭鉱の坑夫募集と聞けば如何なる窮民と雖も之に応ずる者一人もあらざる』に立至った。そこで、とられたのは、種々甘言を弄してこれを誘致する方法、これであり、<sup>(註)</sup>ここにも亦、納屋頭等の奸曲を感得せざるを得ないものがあつた。すなわち、いう。



『是を以て当時炭礦舎より坑夫雇入れと称し、或は五島に新炭鉱を発見して人夫を要すと唱へ、或は何事業何工業と唱道して巧みに無知の貧民を誘導し、僅々三円五円の金を以て男子を雇ひ入れ、明新丸の汽笛一声烟を残して孤島に連れ来り、遂に生涯郷里を見ること能はざらしむ。吁嗟日本国内斯の島あり、斯の人あり。天日の明光なる斯の土を照らし斯の民を救はざるは何ぞや。抑澆季の然らしむる所乎、將た又彼れ坑夫は人類にあらざるか、餓鬼なるか。否な四肢五官喜怒哀楽の情を具する人類に相違なく、餓鬼にあらざるや疑ひなし。夫れ然り、既に人類なり、餓鬼にあらず。然れば閻魔青赤鬼の如き猛惡無情の者にあらざるよりは、爰んぞ能く彼の牛馬の如く使役し、餓鬼の如く苛責するを得んや』

云々と。

〔註〕尤も、このような奸策は、程度の差こそあれ、これより以前にあつても、坑夫募集上、ほとんど不可欠ともいふべきものであつたし、且又、この後、永く引續いて、いわば、常套手段として採られたものであつた。

人、卒然として右の所説を読まば、おそらく、そこに、何等かの誇張・文飾ありとするに違ひない。然し、今、他の諸資料から綜合判断するに、そのような解釈は、おそらく、ほとんど否定せらるべきであらう。明治十九年中、同島に渡航し『全一年間親敷実地に就き精覆取調をとげ』たという吉本襄にも亦、「高島炭坑々夫虐遇ノ実況」なる論説があるが、その一齣として、同坑納屋頭制度における労働者への圧制振りを指弾して、

『……請負人乃チ納屋頭ナル者ヲ設ケ、坑夫ヲ雇入れ且取締ヲ為サシメタリ。納屋頭ハ各地方ノ博徒其ノ他ノ者ニ依頼シ、殆ンド誘拐同様ノ手段ニテ雇入レタレバ、目下本坑ニ従事スル坑夫ハ皆其ノ姦計ニ陥リタルコトヲ悔ヒ、悲憤激昂セザルモノナシ。例セバ昨年中誘拐セル二百余名ノ坑夫ノ如キ、同上ノ手段ニテ京阪

地方ノ惠漢ニ依頼シ、九州鉄道又ハ佐世保等ニ要スル人夫ト称シ、欺瞞シテ高島ニ携へ来リシガ如キ是也。サレバ之等ノ者ハ皆欺瞞セラレタルヲ知ルニ及ビ、請負人等ニ向ヒ種々談判ヲ為スト雖モ更ニ受付ザレバ、衆咸ナ悲憤号哭シ、或ハ海中ニ身ヲ投ジ、或ハ山上ニ飢死シ、又ハ坑中ニ於テ屠腹縊死スル等、其慘酷亡状実ニ滴身粟立スルヲ覺ユルナリ。然ルニ請負人乃チ納屋頭ト称スル数人ノ者等、斯ル不正ノ手續キニテ携へ来レル坑夫ヲ分割シ、各自其小屋ニ留メ置キ、非常ノ労働ニ服役セシメ、炭坑社ハ其賃銀ヲ直接ニ坑夫ニ贈与セズ、納屋頭ニ下附スルコトトシ、坑夫中ヨリ炭坑社ニ苦情ヲ訴フルヲ許サザル也』

云々と論難し、更に又、賃金及び賄料に關連して納屋頭の奸曲多きを指摘し、このための坑夫の窮状を説いては、『而シテ是等坑夫ノ需要スル物品ハ、何品ニ限ラズ、凡テ納屋頭ノ手ヲ經テ炭坑社ヨリ購入セザルベカラザル規則ニテ、其価直ハ通常ノ相場ヨリ大概三割乃至五割ヅツ高直ニ売付ラルル其上ニ、納屋頭ヨリ若干ノ口錢ヲ食ラルノ故ニ、一日ノ飯料拾式錢位ニ上リ〔彼等坑夫ノ通常の賃錢は、平均十四・五錢に止る〕、且ツ坑夫等ハ其日々使用スル鶴嘴雁爪等諸機械ヲ購求シ、其他納屋賃、油料、湯錢、草鞋等モ自弁セザル可ラザル規則ナレバ、如何ニ勉強スル者ト雖ドモ、其賃銀ハ納屋頭ヨリ毎年二回ニ受取レドモ〔尤モ納屋頭は炭坑社ヨリ毎年四回に分ちて受取る〕、唯其負債額ノ増加ヲ示サザルマデニテ毫モ所得ナク、如何ナル坑夫ト雖ドモ一旦茲ニ来レバ必ラス十円内外乃至五六十円ノ負債ナキハナシ。偶々其ノ中ニ非常ノ坑夫アリ、儻シ非常ニ労働シテ此負債ヲ弁償セント計ルナレバ、納屋頭ニテ之ヲ悟リ、忽チ其坑夫ヲ至難至苦ノ坑中ニ移シテ其目的ヲ達スル能ハザラム。嗚呼夫レ何等ノ亡状殘刻ゾヤ』

云々というものがある。このような奸計を以て取扱われては、坑夫として、全く立つ瀬がなかったのは、当然と

いう外はない。しかも、ここでも亦、たまたま坑夫の規則を犯すものがあれば、およそ人道無視の私刑を以て臨み、ひとり本人のみでなく、他の坑夫えの見せしめとしたことが強調せられている。すなわち、

『坑夫ニテ規則ヲ犯ス者アレバ、納屋頭ノ下ニ人扱ト称スル一種ノ惡漢アリ。忽チ是ヲ惹キ出シ鞭撻笞杖至ラザル所ナク、若シ之レニ抵抗スレバ之レヲ責ムルコト以前二十倍シ、鮮血混々トシテ膚肉糜爛スルニ至ル。甚シキニ至リテハ之レヲ縛リテ逆サマニ懲戒台ニ釣リ下ゲ、下ヨリ之レヲ笞杖スルコトアリ。此懲戒台ナル者ハ犯則ノ坑夫ヲ拷掠シ以テ他ノ坑夫後來ノ懲戒ノ為メ設ケタル器械ナルガ、実ニ猛惡殘忍極メザル所ナク、往々之レガ為メ落命スル者アリ。已ニ去月十八日ノ如キハ二人ノ坑夫ヲ拷掠シテ、遂ニ一人ヲ殺シ一人ヲ死ニ瀕セシメタリ。嗚呼人命ハ至重ナリ、專制独裁ノ国王ト雖モ妄ニ之ヲ殺ス能ハズ。然ルニ彼等ハ自由無辜ノ人民ヲ捕ヘテ斯ル暴惡ヲ為ス。其惡逆此ニ至リテ極マレリト云フベシ。』

云々とあるのが、それである。

ところで、このような圧制酷使に遭つては、これに堪え兼ねて、脱走を図るものが生ずるのは、おそらく、必然的ともいふべきであらう。事実として、このようなものは、決して絶無でなかつたらしいが、これに対しては、もとより、

『島内処々ノ要所ニテハ見張番ヲ置キ、数十人ノ番人即チ取締ト称スル者ヲシテ昼夜之レヲ守ラシメ、且ツ島内ノ通船營業者ト約束シ、炭坑社ノ認可ナキ者ハ何人ト雖モ、塔載スルコトヲ得セシメズ』

といった対策が講ぜられていた。この際、特に注目すべきは、納屋頭惣代と「高島村人民」との間に、この坑夫脱走の防止乃至は取締に關して、堅い約定書が交わされていた事実そのものであらう。もとより、この事実が注

目すべきであるというのは、この約定書の内容そのものが注目すべきであるからに外ならない。すなわち、次の如し。<sup>89)</sup>

『約定書』

今般貴殿作物番人給扶助費トシテ、明治十九年ヨリ向フ毎年金四十五円ヅツ、高島村地主惣代へ贈与ノ約定相整へ候ニ付テハ、各地主ニ於テモ左ノ廉々堅ク約定致候事

一、各納屋坑夫ニシテ我々身体財産ニ対シ不都合ノ挙動ヲ為ス者アル乎、或ハ山林畑地ニ潜伏スル者アル乎、其他脱走セントスル者アルヲ認ル等ノコトアルトキハ、直ニ取押へ雇主ニ報知スル事

一、我々所有ノ地所ニ居住スル寄留人ニシテ、通船営業ヲ口実トシ、在島坑夫ヲシテ他所ニ逃走ノ便宜ヲ与へ、其他貴殿ノ営業ヲ害セント計ル者アルトキハ、直ニ地主ヨリ其地所ヲ引揚ゲ退去セシムル事

右条々誓テ相守リ可申、後日ノ為メ我々当村人民ニ代リ茲ニ署名捺印スル者ナリ

十九年九月二十九日

高島村人民惣代

永田 寅吉<sup>㊟</sup>

諸岡 近三<sup>㊟</sup>

金松 久三<sup>㊟</sup>

金松造酒蔵<sup>㊟</sup>

樫山 芳蔵<sup>㊟</sup>

村下 伝作<sup>㊦</sup>

川下和三太<sup>㊦</sup>

人夫受負業納屋頭惣代

佐藤友五郎 殿

福井 直吉 殿

石山 甚八 殿

荒木 佐平 殿

山田幾太郎 殿

別に又、曰く、

『 約 定 書

今般貴殿ヨリ我々営業保護ノ為メ約定書差送ラレ候ニ就テハ、我々同業者ニ於テモ其厚情ニ対シ左ノ廉々堅ク  
相守可申候

一、明治十九年ヨリ向フ我々該營業中毎年八月十五日限り、作物番人給扶助費トシテ現金四十五円宛無相違地  
主惣代ニ贈与スル事

右誓テ違反致間敷、後日ノ証トシテ我々同業者数名ニ代リ茲ニ署名捺印スル者也

十九年九月二十九日

人夫受負業納屋頭惣代

〔以下氏名省略〕

高島村人民惣代

永田 寅吉 殿

〔以下氏名省略〕

云々と。

右の約定書中には、若干文意の通じ難い個所もあるが、要するに、『人夫受負業納屋頭惣代』と『高島村人民惣代』との間に、『作物番人給扶助費』といった、表面上全くそれ以外他意のないような、尤もらしい名目を以て、実質上は、坑夫の脱走防止・取締の目的に、『高島村人民』を協力させるための、買収策に外ならなかったのである。もちろん、事実として、圧制・酷使に堪え兼ねた坑夫等のうちには、時として、『或ハ海中ヲ游ギ又ハ漁舟ニ乗ジ脱走スル者』があつたから、この防止・取締が必要とせられたものであつた。

このような刻薄残忍といふべき坑夫拘束を目的とした約定書を、『高島村人民惣代』との間に締結している事実は、とりもなおさず、彼等が、彼等だけの力を以てする坑夫拘束の足りない点を補足強化せんとしていることを物語るものに外ならず、実に坑夫拘束のためには、彼等みずからが十分の努力をしたことはもちろんであり、その上に又、『高島村人民』の協力を巧餌を以て求め、いわば、万全の策が講ぜられたものといふべきであらう。

このような内容の約定書の残存の一事を以てみるも、前掲「高島炭坑の惨状」乃至は「高島炭坑々々夫虐遇ノ実況」等の内容が、ほとんど誇張のない事実そのままを伝えたものとの推察を可能ならしめるかとおもう。「高島炭坑

々夫虐待ノ実況」の筆者は、この約定書を提示して、かくて、かつてのアメリカ人の奴隷虐待も、決して、これ程でなかったであろうとしている。曰く、<sup>9)</sup>

『嗚呼彼等ガ残酷ナル方法ヲ以テ坑夫ヲ羈縛束縛シテ非常ノ労働ニ服役セシムルコト斯ノ如シ。曩者亜米利加人民ガ奴隷ヲ虐待セシモ何ゾ斯ノ如キ過刻残忍ナルニ至ラン。実ニ高島炭坑ノ悲境ハ全世界無比ナリト云フモ不可ナカルベシ。サレバ坑夫等ハ悲歎憂悶ノ余、是迄幾度トナク同地警察署及ビ戸長役場ニ出デテ哀ヲ訴ヘタレドモ、何故ニヤ警察署若クハ戸長役場ニテハ事情ヲ貫徹セズ』

云々と。

この点の指摘は、雪嶺、三宅雄二郎の「三千の奴隷を如何にすべき」<sup>10)</sup>と題した論稿にも、痛烈になされていゝる。それには、冒頭まず、

『聞くも思はしき奴隷の陋習は近く肥前の高島に存するなり。奴隷虐待とて人を牛馬同様に取扱うは、前代異域の悪弊と思ひいたるに、今は我国第一の炭鉱と称せられる肥前の高島に存するなり。罪なくして皮肉の爛るるまで鞭撻せらるるは奴隷の境界にして、日夜孜々労働して路頭に苦死するは奴隷の命数なり。世には憫むべきこと数々あれど、中に就て奴隷ほど痛ましきはなく、奴隷ほど歎はしきなく、奴隷ほど迅速の救助を要するなかるべし。嗚呼彼れ高島に実に無慮三千人の劳苦し疾痛し号呼し頓踏して、生きながら餓鬼道に降りて、將に阿吡地獄に墮落せんとするなり』

云々と呼び、次で、当時『高島の坑夫が残酷に使役せらるるは、最早や隠れなき事』となつたにも拘らず、他面には、ことさらにこれを陰蔽し、更には、これを弁護せんとするものを生じつつあったのに対しては、

『敢て直言す、坑夫の待遇を可なりと称するは、全く虚妄迷誤の言なり。其残忍苛刻にして真に蛮民的奴隷の風あるは、何所までも保証する所にして、此断言に関する若干の責任は甘んじて受けんと欲するなり』

云々と強く非議し、古来の奴隷虐使の史実を略述した後、結局、

『炭鉱に究居する三千の奴隷、原より急速に救助せざる可らず。今や非常の惨状を聞き、意迫り語尽き言ふ所を知らず。情感の静定するを待ち、更に救助の企図を陳弁するあらんと欲す。終りに臨み敢て告ぐ。高島炭鉱舎が三千の奴隷を虐使するは、正当の工業を妨碍せんとする者なり。高島炭鉱舎が三千の奴隷を虐使するは、慈仁の名ある帝国人民の体面を毀傷する者なり。高島炭鉱舎が三千の奴隷を虐使するは、鋭意文化に進まんとする東洋全般の栄光を消滅せんとする者なり。高島炭鉱舎が三千の奴隷を虐使するは、千載万載を経て進化発達し来れる人類社会の大道を阻礙せんとするものなり』

云々と、反覆力説している。

#### 四、当時における親方〔納屋頭〕制度改革意見

以上の如く、高島炭坑々夫虐遇に関して、種々の論議がまき起された。それ等が、世論を大きく喚起せしめたことは、いうまでもなく、その限りにおいて、もとより、有意義のことであった。然し、それ等は坑夫虐遇の事実の指摘にのみ急であつて、未だ、これを如何にして是正せしむべきかの具体策の提示を欠いていた。だが、論議は、当然、この点にまで展開せざるを得なかつた。ここでは、このような改革の具体策についての意見、特にその中核というべき納屋頭制度の改革意見の一斑を紹介し、併せて、中央から派遣せられ、実地を詳しく視察した



時の取締当局として、最高責任の地位にあつた警保局長その人の改革意見を述べてみよう。

「日本人」誌記者の「輿論は何にが故に高島炭礦の惨状を冷眼視するや」<sup>11)</sup>と題する論説によれば、いわゆる「高島炭坑問題」以来、世論はようやく暮然としてきたが、同誌上にあらわれた論説に対して、同炭坑当局からは、遂に何等の弁明書が寄送せられなかつたという。同記者は、これを以て、同炭坑における惨状の存在を確信せしむるものであるとしている。然し、世上には、私に同炭坑のために弁護する意見が、かならずしもすくなくなかつた。例えば、曰く、日本国中到處の鉱山は、ことごとくこれ、高島の如くないものはない。然るにひとり、高島炭坑のみの惨状を曝露するのは怪むべきであると。又曰く、鉱山採掘は一營業である。すでに營業である以上、すなわち、利益を博取せざるを得ない。利益を博取せんとする以上、坑夫を使役すること、今日の如くでなければ、なし得ないのであると。又曰く、高島炭坑はすでに、頃日来幾多の改良を施行したと。更には、又曰く、論者、坑夫を救済する方法を研究して後、炭坑役員の処置を非難するのは、差支ないが、その方法を知悉せずして、みだりに高島に惨状ありと揚言するが如きは、ひとり無益だけでなく、又譏謗に異ならないと。

論者は、これらの所論に対して、一々その取るに足らないゆえんを論破し、且つ粉碎しているが、特に、右の最後の所論に対して、設定している改良救済の具体的方策は、当面の問題考察上、すこぶる注目に値するとおもふ。今、それ等を概説すれば、まず、鉱山法〔広義〕を改正すると共に、特に、完全なる「坑夫取扱条例」を制定し、又、監督官〔論者は、「礦山巡察使」と呼んでいる〕を派出し、至嚴至密に各般の事情を探查せしめ、特に「坑夫の権利を毀傷し、若くは使役法の酷烈なる等のこと」なきよう取締らせること〔第一条〕、又、坑夫就業時間の減縮を最大急務とし、極熱の個処は一日六七時間、中熱の個処には八九時間、下熱の個処は十時若くは十一

時間とすれば、適當な時間割として、坑夫もほぼその就業に堪え得べしとしている〔第三条〕。又、坑夫に休業日の定めがないのは、『甚だ慘酷なる使役法』だとし、定休日の設定を説いている〔第四条〕。尤も、それが、『其の定日の如きは假令毎安息日に及ばざるも、責めては三大節に休業せしむべし』云々といった程度のもに止っているのは、すこぶる生温い改良救済策といわざるを得ないであろう。われわれとしては、この程度のもにさえ、改良救済策として、あえて提唱せられざるを得なかつた実情そのものを、更めて直視しなければなるまい。又、坑夫には、就業時間の外は自由に外出他行を許容せしむべしとする〔第五条〕。けだし、逃走防止の建前から、これを許していなかつたのであるが、『懲役人にあらざるよりは、一監一舎の内に閉居せしめ外出他行を禁ずるは』、世間その例をみないところであるとして、これが必要を説くものであつた。又、『坑夫をして自由に書翰を社会に発出することを許容すべしとする〔第七条〕。同炭坑が、従来坑夫をして一切の書翰を出すことを厳禁していたことは、さきの論者も強く非難したところであるが、この論者も『是れ甚だ其理由を解し難き压制規則なり』として、これが解除を提案している。だが、その理由はあえて解し難いものでなく、おそらく、他のあらゆる压制酷使の実情が、外部に漏洩せんことを恐れたからに外ならないであろう。又、賭博その他有害なもの以外、坑夫に遊戯遊芸をなすことを許可すべしとする〔第八条〕。

以上、いずれも、当然すぎるほど当然の論議というの外はないが、これ等の論議が、あえて力説せられざるを得なかつた点にこそ、問題があつたのである。だが、ここで、特に注目したいのは、いわゆる納屋頭制度に關連しての改良意見、そのものである。まず、従来納屋頭等が坑夫を募集するに、あらゆる譎詐欺罔を以て拐引誘致したものであるが〔註、これはあえて高島炭坑に限らなかつた〕、同論者は、これを以て『最も卑劣不正の所為』だとし、

『該炭坑は斯る手段を一切禁じて、公明正大に高島炭坑の坑夫募集と称し、以て応募者の満足なる承諾を博取したる上、之れを備入るべし』

とする「第十一条」。まさに、そのいう通りであるが、この弊風が、ひとり同炭坑のみでなく、永く後に至るまで匡正し難くして続いたことは、かつても指摘した通りである。<sup>12)</sup>又、坑夫に前借金は、ほとんど附物というべく、その額はかならずしも巨額でなかったにも拘らず、このため束縛せられて、有無をいい得ない実情にあった。この点は、さきの論者によっても指摘せられている通りであるが、ここでは、

『坑夫の前借たるや纒かに金三円内外に過ぎず、而して一旦高島の坑夫となれば、終生此島を去る能はざるに至るもの、豈に憐むべき限りならずや。』

云々と説き、これが改良策として、

『然れば該炭坑は坑夫が労力の報酬が能く前借を償ふに足らば、直ちに之を解備すべし。若し解備の後坑夫が尚ほ留まりて業に就くことを望まば、之れを普通の労力者即ち土方日傭取と同一視して之れを傭役し、敢へて压制束縛を施さず、其去就進退を自由に放任すべし』

とした。このような意見に対しては、これが、当時における現実の反映だとする限りにおいては、注目に値するが、意見そのものとしては、大いに批判すべきものがあるとおもう。

その一は、さきに指摘しておいた通り、この前借金「貸す方の側からいえば前貸金」の制度が、封建的な束縛を伴い勝ちのものとして、ひとり鉱業労働の面だけでなく、各方面にあって、すこぶる非近代的なものであり、種々の弊害がそこから醸し出されたものであったが、論者にあつては、それが全く論及せられておらず、従つて、

前借金制度そのものの廃止撤廃ということが、全く問題外におかれて、是認せられ、ただ、『坑夫が労力の報酬が能く前借を償ふに足らば、直ちに之を解傭すべし』というに止まっている点、これである。しかも、この言辭そのものも、坑夫が労働者として来山したのが、ただ、前借金を償うためだけの如き感を与えて、不可解というべきであろう。尤も、右の後段は、この解傭の後、坑夫がなお在職を希望する場合を予想してはいるが、その場合の処置として、『之れを普通の勞力者即ち土方日傭取と同一視して之れを傭使し、敢へて圧制束縛を施さず、其去就進退を自由に放任すべし』云々というに至っては、論者の改良策そのものも、すくなくとも、この点に関する限り、果して、改良策の名に値するか、否か。大きな疑問だといわざるを得ない。というのは、このような論旨からいえば、解傭前の坑夫、すなわち、前借期間中の坑夫に対しては、当然、ある程度の『圧制束縛を施す』ことを、そして、『其去就進退を自由に放任』しないことを默認・許容するものに外ならなかつたといふべきであるからである。

尤も、基本的には、論者の態度は、納屋頭等の暴虐不正を、決して、許容するものではなく、同時に又、彼等納屋頭等の暴虐不正は、とりも直さず、炭坑当局そのものそれであるとの、正確な認識を把持し得ていた。すなわち、

『坑夫募集の事は納家頭〔モトノマヤ以下同ジ〕に委任して該炭坑の与る所にあらずと云うものの如しと雖も、納家頭は該炭坑の納家頭にして、而も之れに坑夫募集を委任する以上は、其募集手段の善悪共に、該炭坑の与かる所にあらずして何ぞや。人練の暴虐なる、納家頭の不正なる、皆之れ該炭坑の暴虐不正なり。斯る道理なき言辭を以て、一時世人を瞞着せんと欲するも豈に夫れ得べけんや。該炭坑は宜しく人練、納家頭の暴虐不正を警戒すべし』〔第

## 十二条）

云々といううちに、これを徴することができる。だが、ここでも亦、右の末尾において、『宜しく人繰納家頭の暴虐不正を警戒すべし』というに止って、かかる悪弊の根源たる存在を排除根絶すべしと断定していないことは、不徹底の嫌があるというべきでもあろう。ただ、かつて指摘したように、このいわゆる親方制度が、仲々に根強い存在として、その後永く存続し、最近時にまでも及んでいる事実<sup>14)</sup>に想到すれば、当時として、このような徹底した認識にまで到達し得なかつたことは、強ち、咎められぬところかともいえよう。

以上の如き、いわば、民間人の改革意見と並んで、更に注目すべきは、取締当局として最高責任の地位にあった時の警保局長の实地視察に基く改革意見、これであろう。さきに一言した通り、いわゆる「高島炭坑問題」が世論を刺戟し、囂々として論議せられるに至るや、時の当局としても、これを放念し兼ね、警保局長「清浦奎吾」みづから实地視察することとなつた。彼が帰来、同年九月内務省に各新聞社員を招いてその結果を報告した筆記<sup>15)</sup>に拠るに、『漸次改良を加え、大に旧態を一変するに至れり』といいつつ、なお、『旧弊余習の未だ洗除し能はざるもの少しとせず、納屋頭、勘場人繰の諸員に於て、尤も其然るを見る』云々と断じて、いわゆる納屋頭制度の実態が、旧態依然として特に問題視せられたことを示しているのである。以下、「高島炭坑々夫虐遇の始末及清浦警保局長の演説」に基いて、この際の実態報告と兼ねて、彼が炭坑舎の幹部に対して与えた改革勧告の概略を述べてみよう。

彼は、高島炭坑实地視察の命をうけて長崎県に到着するや、長崎控訴院検事長以下を会合し、取調の順序方法等を熟議し、視察に当たっても、これ等を同道したが、同島に至って、まず、炭坑の幹部を召集し、その出張の趣

旨を大要次の如く達した。曰く、

『近來高島炭坑々夫使役の事たる、社会の問題となり、新聞に演説に、坑夫虐待の惨状を説て止まず。是れ果して事実ならば、或る部分に就ては政府に於ても人身保護上捨置くべからざるものあり。若し新聞演説の説く所果して事実の錯誤なるに、之れを其儘に措くに於ては、独り炭坑舎之が為め不利益を來たし、不信用を取るのみならず、引て一般人心の惑疑を惹き起し、労働社会力食の路を妨げ、従つて生産物に影響を及ぼし、其關係する所少なからざるを以て、事情に依ては其事を世に公にせざるを得ざるの必要もあるべきに付き、各主任に於ても其意を領し、尋問を受けたる条件に付ては、虚心平氣を以て弁明せられんことを望む』

云々と。

ところで、彼は、まず実地を見て然る後に問えば、問はずしておのずから判明することと、問うについても大に便宜ありとし、まず、納屋・坑内その他を残る限なく巡視し、主任及納屋頭等について種々尋問して廻った。結果として、彼の見聞したところによるに、出張前聞及んでいた惨状も、多くは過去の一夢に属し、現今はその痕跡を留めないものもある。然し、他方には、出張前未だ曾て聞かないところで、実地に観察して、全く思い懸けない事実もなしとしないという。炭坑舎として改良を加えた主要点としては、第一、炭坑営業者交迭の際、多少の改良があつた。第二、十七年の脚氣、十八年のコレラ病流行の際、坑夫の死亡者がすこぶる多かつたところから、衛生施設等に注意したこと、更に、第三として、特に本年四月頃から、各種の改良をなした。すなわち、坑夫見習部屋を新設し、新來の坑夫を遇することとしたこと、坑夫賃錢の中から百分の四を納屋新築修繕費若くは衛生費として取立てたるものを廃除したこと等がそれであるという。これ以上の詳しい説明を欠いているか

ら、ハッキリしたことは判らないが、右の第三項の如きを以て、『尤も其実効を見るに足るべきものとす』としているが、その実質は果して、どんなものであつたか。いうところの坑夫見習部屋の新設の如きも、後にいう如く、在来の納屋頭制度にして、旧態依然たりといわるゝ以上、その實效も大きなものであり得た筈はないし、坑夫賃の中から百分の四を納屋新築修繕費・衛生費として取立てていたのを廃止したという如きも、まさに、当然すぎる位当然なことではかない。この点にしても、全体として納屋頭制度が旧の如しとすれば、果して、『坑夫虐遇』の面目を一新せしむる力があつたか、どうか。すこぶる疑わしいというべきであろう。

この視察に當つた当局者としては、『単に表面より觀察及尋問して得たる所の事實のみにては、到底其実況を認むる能はず、動もすれば輿底眠過の情を免れざるを以て、翻て、裏面の視察を下だし、表裏貫察内外通觀以て其事實を確実ならしめ隔靴搔痒の憾を免れんことを努めたり』という。すくなくとも、その心構えとしては、当然のこととはいえ、妥当というべきであろう。このような心構が、どの程度、実際に貫通せられたか、どうかは疑問ながら、ここに問題とする納屋頭制度に関して、特に、旧態依然たるものがあるとして、

『然とも因襲の久き、尚ほ旧弊余習の未だ洗除し能はざるもの少しとせず、納屋頭、勘場人繰の諸員に於て尤も其然を見る。坑夫雇入の約束、賃錢の支払、日用品諸物品代価の計算等是なり』

云々と率直に指摘し、更に又、

『抑も坑夫の如きは普通の紀律を以て統御し難きもの少なからずと雖も、人權貴重な点より論ずれば、徒に旧來の因襲に馴れ抑圧羈束以て之を使役す可らず。且炭坑舎に於て前日利なりとして行ふたる事も、今日若くは今後之を継続せんとすれば、却つて其不利を來すもの少なからず、例へば前日の旧態を改めざれば、今日

に於て到底順良勤勉の坑夫を得難き等是なり』

云々と明快にも論断している。このようは警告は、もとより、ひとり、当時の高島炭坑に対して有意義なだけでなく、その後の実態に徴すれば、明らかに、ひろく全般的に傾聴すべき価値があつたといわざるを得ない。

しかも、警保局長が、この視察を終え、まさに長崎の地を去らんとするに当り、炭坑の幹部を招致し、『或は弊害の起り易きものならんと思惟』した件々を明示し、成るべきだけ注意を施すべく勤告したところは、当時における納屋頭制度の実態を窺う上に、実に、好箇の資料といふべきかとおもう。すなわち、その主なる条項は次の通りであつた。<sup>16)</sup>

『納屋頭、坑夫を募集する初めに当り、甘言を以て之を食み、或は巧みに彼の意に投ずる如き仕業を以て之を誘ふが如きことあるべからず。

負債なき坑夫にして、解雇を求め帰郷を望むものは、其の自由に任せ、口実を構へ之を抑留すべからず。

毎月各炭坑に一切の計算を明示し、且請ふ者あらば、何時にても之を示すべきこと。

炭坑より島外の者に通信せんとするを、暗に沮遏するが如き弊あらしむ可らず。

瓦斯落にも相当の代価を給与すべきこと。

納屋頭の購買する需要物品は何れより購入するも其自由に任せ、必ずしも炭坑舎より販売する物品を買ふに限らざること。

採炭高を計算するには、斤量尺度の中一定の器を用ひ、其計算を正確にすること。

坑夫が警察官戸長等に訴願せんとするを沮遏すべからず。



坑夫賃銭の内、積立貯蓄の法を設け、帰郷旅費等に差支なからしむべきこと。

納屋頭と坑夫の徳義を養成する為め、宗教を授けしむるの法を立つべきこと。

坑夫の寄留出入を明かにし、其届を怠らしむべからず。

坑夫一人の過失を責めて、一組一納屋の者より過怠金を出さしむるが如き弊あらしむべからず。

懲罰に関する条件は予め警察官署の認可を経べきこと。

以上、簡潔ながら、納屋頭制度下における坑夫庄制の諸根源を、ほとんど、遺憾なく剔抉しているといえよう。〔尤も、労働時間の過度の如き重要な点に関して、更に言及するところがなかったのは、惜しいとおもう〕。もとより、如上の諸個条を以て、単に、将来『或は弊害の起り易きもの』として、注意すべき、仮定のものともみるべきではなく、おそらく、それ等は、過去にあつて、最も普通にみられ、且つ、当時現在としても、なお、相当顕著に見られつゝあつた諸点の指摘とすべきであろう。さればこそ、さきにも引用した通り、この納屋頭制度が旧態依然たるものがあつたとして、『因襲の久き、尚ほ旧弊余習の未だ洗除し能はざるもの少しとせず』といううちにも、特に、『納屋頭、勤場人繰の諸員に於て、尤も其然るを見る。坑夫雇入の約束、賃銭の支払、日用品諸物品代価の計算等是なり』云々との指摘が、まさに、不可避といふべきであつたのである。

##### 五、「高島炭坑文書」に見る親方〔納屋頭〕制度の実態

ここに「高島炭坑文書」というも、このような名称のまとまつた文書があるわけではなく、これは、単に、かっ

て筆者が借覽し得たところの、同炭坑所蔵の文書に、一括して仮に名づけた名称に過ぎないことを、まず御断りしなければならぬ。冒頭にも一言した通り、同炭坑関係の旧記録は、ほとんど散逸して伝わらず、今日まで保蔵せられて、われわれの研究資料として役立つのは、極めて寥寥たるものに過ぎない。だが、それ等のうちには、例えば「高島炭坑坑夫取扱手続」「社内規定」、「人夫受負約定書」「納屋頭より炭坑当局に対するもの」、誓約書「坑夫より炭坑当局に対するもの」、「坑夫雇入ノ節契約証書ニ関スル事」「坑夫より納屋頭に対するもの」等々、相互に関連しつつも、それぞれ別個の立場に立つたもの同志の関係を規整した記録、その他があつて、当時における納屋頭制度の実態をある程度窺うに足るべきものといふことができる。よつて、以下、これ等に基づいて、さきに掲げた諸論議の内容と対照しつつ、若干の解明を試みてみよう。因みに、これ等の記録がいつ頃の年代のものかが、当然問題となるが、一々のそれには、ほとんど明記せられておらず、ハッキリしないのは遺憾である。然し、これらのうち、上欄に『廿一年八月大改良一件、重複之分』と朱書されたところから推察するに、この『廿一年八月』とは、あたかも、前述の如く、いわゆる「高島炭坑問題」が最高潮に達した時期に該当するから、この時期において、或は説明資料等として準備せられたものの副本などではないかと解せられる。

まず、当面の問題の核心たる納屋頭に関して、例えば、前掲『高島炭坑の慘状』の如きが『三菱会社の後藤氏〔註、後藤象二郎〕に代りて炭坑事業を執るや、千古未有の压制法を設け』云々と説き起して、納屋頭を中心とする坑夫への压制・酷使振りを指弾しているのを見れば、いわゆる納屋頭制度なるものが、三菱会社の創始に係るかの如く理解せられるのであるが、「高島炭坑坑夫取扱手続」〔別に又、「高島炭坑雇入手続」なるものがある。ほとんど同じ内容であるが、若干の相違がある〕の記事によれば、それは明らかに誤解であつて、この制度そのものは、

佐賀藩創業の当初からの存在であったことが知られる。すなわち、

『納屋頭ハ旧来ノ慣習ニシテ、抑々、明治初年旧佐賀藩坑業ヲ盛ンニセシ時、坑夫数百名ヲ募集シ、初テ納屋頭ヲ置キ、坑夫ノ取締ヲナサシメ、之ヲ統轄スルニ受負人ヲ以テス。蓋シ、受負人ハ当時ニアツテハ炭坑ノ指図ニ従ヒ、採炭修繕等都テ坑内ノ事業ヲ負担シ、納屋頭ヲシテ坑夫ヲ使役セシム。

明治七年ノ冬、炭坑ヲ鉦山寮ヨリ後藤氏ニ引渡セシ時モ、従来ノ慣習ニヨリ、依然同様ノ取扱ヲナセリ。明治九年ニ至リ、受負人ニ多少ノ弊害ヲ生ジ、為ニ之レヲ廃シ、更ニ納屋頭ヲ直接ノ請負人トナシ、爾来今日ニ至ルマデ其ノ慣習ヲ存シ、多少ノ改良ヲ加ヘ継続セリ。則チ、受負人ノ姓名左ノ如シ。

○旧佐賀藩坑業中。内田安太郎、松森吉松、島田国吉。

○鉦山寮ニ於テ坑業ノ節モ、右同様ニテ、受負人一名ヲ増ス。小山秀。

○明治七年十二月、鉦山寮ヨリ後藤氏ヘ引渡ノ節ハ左記ノ通り。

小山秀、三溝善藏、松本良太郎、村上多一郎。

右受負人ノ下ニ納屋頭アレドモ、姓名ハ略ス

云々とあるのが、それであつて、当面的問題考究上、貴重すべき記事だとおもう。そして、おそらくは、これは、当時におけるこの産業分野にあつて、むしろ、普遍的の存在ではなかつたかと解せられる。

尤も、右に抛れば、当時すでに、この制度にある程度の変質があつたらしく、当初、坑夫の使役・取締のために納屋頭を置いたが、別に又、これを統轄するものとして、受負人として『炭坑ノ指図ニ従ヒ、採炭・修繕等都テ坑内ノ事業ヲ負担』するものがあつたが、これに弊害が生じたので、明治九年にはこの受負人を廃し、納屋頭を

のものを直接の受負人とし、多少の改良を加え、これを継続したものだという。なお、右によって、佐賀藩経営時代、鉱山寮直轄時代、後藤経営時代を通じて、受負人は三〜四名程度の人数であったこと、及びこの受負人達の顔触れは、これ等経営主体の変動によって、かならずしも変動しなかったこと等が判るが、この統轄下に、直接坑夫の使役・取締に当った納屋頭は、果して、どの位の人数がいたか、知りたい点であるが、右記事の末尾に『右受負人ノ下ニ納屋頭アレドモ、姓名ハ略ス』とあって、記載を欠いているのは、措むべきだとおもう。

この納屋頭そのものに関しては、別に又、

『坑夫ハ納屋頭ノ支配ニシテ、炭坑ニ対シ直接ノ關係ナク、恰モ納屋頭ハ受負人ノ地ニ立ツモノナリ』<sup>15)</sup>「高島炭坑雇入手続」では、この冒頭が『坑夫ハ納屋頭ニテ雇入レ』となっている

とか、又は、

『坑夫ノ取締ハ納屋頭ノ責任ニシテ、炭坑ニ於テハ直接ノ關係ナシ。然レドモ、工場取締ノ為メ炭坑附属ノモノアツテ、時々巡回シ、坑夫等ニ於テ不都合アルトキハ、直チニ納屋頭ニ通知シ、其取締ヲナサシム』

云々とある。このような説明をきけば、炭坑として、坑夫の取締に関して如何にも責任免れの態度であったかの如くであるが、当時の「鉱業警察規則」に基づいて制定せられた「高島炭坑鉱夫使役規則」<sup>16)</sup>「明治二十五年十月十日認可」にも、

『第三条 鉱夫ハ総テ其雇主〔各請負人〕ノ指定スル箇所ニ於テ、炭坑係員ノ指揮ヲ受ケ就業スベシ』

云々とあって、ここにいう「請負人」とは、とりも直さず、納屋頭と解されるから、坑夫はすべて、納屋頭が支配し、取締り、その雇主であると観念せられたというのが、従って、坑夫は炭坑とは直接の關係なしというの

が、当時における納屋頭制度の実態としての特質であつたと知られるのである。このような実態にあつたればこそ、当時の「賃銭支給方」として「そして、この支給方法は、その後かなり永く持続せられた」。

『坑夫賃銭ハ炭坑ヨリ納屋頭ニ払ヒ、納屋頭ヨリ坑夫ニ支払フモノトス』

という、親方〔納屋頭〕のピン勿ねその他の悪弊を許容させた方法が採られたのも、敢えて怪しむに足らなかつたのである。この坑夫賃銭のピン勿ねは、もとより、内密のものであつたが、その実、ほとんど公然の秘密というべきであり、その実額も、坑夫賃銭の一割乃至二割、甚だしきはそれ以上にさえ及んだといわれ、相当多額というべきであつた。ところが、納屋頭の公然の所得としては、当時、次の如くであつたという。曰く、

『納屋頭ノ所得ハ坑夫事業賃高ノ六分ヲ手数料トシテ領収シ、其ノ他賄料ニテ多少ノ利益ヲ得ル故ニ、坑夫ノ多寡ト事業賃ノ多少ニヨリ不同アレドモ、大概一納屋ニシテ一ヶ月三十円以上六七十円ノ利益ヲ得ル』

云々と、この分だけでも、これを次の如き坑夫の賃銭乃至は収得と比較してみると、相当多額であつたことが知られるであらう。すなわち、『坑夫一日、経費併所得』として、次の如く見えるものがある。曰く、

『坑夫一日ノ賃銭ハ二十五銭ヨリ二十三銭五厘ニシテ、賄料其他需用品ヲ差引キ一日ニ得ル所ノモノハ、概ネ八銭乃至十銭以上ニ当ル、其ノ賄料需用品ハ凡ソ次ノ通り、

金六銭五厘

賄料

金五厘五毛

草鞋

金八厘

野菜

金二銭

鶴嘴其ノ他事業道具、風呂銭牛肉スープ代其ノ他

金二銭

魚肉

金一銭

晒木綿手拭、衣類、腹掛、蓑代トモ

合計十二銭八厘五毛

云々と。

ところが、右の坑夫賃金は、ほぼ平均のそれを示したものである。「高島炭坑坑夫取扱手続」には、なお、個々のにはかなりの相違があった事情を、次の如く、具体的に伝えている。すなわち、曰く、

『其賃金ハ一日二十七銭〔先出〕二十五銭〔後出〕ニシテ日役ト唱へ、坑内修繕枹入等ニ使役スル者ナリ。亦間敷ニテ受負ハシムル事アツテ、其ノ得ル所ノ賃金ハ場所ノ難易、坑夫ノ勉不勉ニヨツテ、不同アリト雖モ、二十銭及至三四十銭ヲ得ルアリ。或ハ時トシテ十五六銭乃至五十銭以上ニ当ル事アレドモ、概ネ日役賃金ヲ以テ標準トナス。採炭賃金ニ於テモ、場所ノ難易、坑夫ノ働キニヨツテ不同アリ。則チ一人ニテ一匁半〔一屯は二兩半に當る〕乃至六匁ヲ採掘スルアリ。其ノ賃金ニ於テモ、最遠・遠・中・近・最近ノ区別アリテ、一人ノ賃金凡ソ十八銭乃至三四十銭ニ当ルコトモアレドモ、是亦日役賃金ニ当ルヲ以テ標準トナス』

云々と。

しかも、右に附記して、なお、次の如くあるのが、特に注目せられる。曰く、

『然シテ、右賃金一割ヲ差引キ、内六分ハ納屋頭ノ手数料トナリ、四分ハ納屋新築修繕及ビ衛生費ノ補助ニ充ツ。』即チ定額ノ賃金ヨリ差引ク者ハ、惣計二割ニシテ、余ハ坑夫ノ収入ニ帰ス』〔註、この分、朱書である〕云々と。すなわち、これに拠れば、さきの記録の如く、坑夫賃金のうち、納屋頭により手数料として差引かれる六分の外、なお、『納屋新築修繕及ビ衛生費』の補充として、四分が差引かれるといい、しかも、それ以外名目不詳ながら、差引かれるものが一割あるという。特に、『納屋新築修繕及ビ衛生費』といったものは、明らかに炭坑としての設備費として、これを、たとい一部分にせよ、坑夫をして負担せしめるといふいわれば、全くあり

得ない。

更にいえば、右の末尾に『即ち定額ノ賃錢ヨリ差引ク者ハ惣計ニ割ニシテ、余ハ坑夫ノ收入ニ歸ス』云々とあるが、この後段に關しても、若干の補足的説明が必要である。というのは、まずその第一として、およそ、坑夫の就業雇入に當つては、ほとんどすべてが前借金付きであることを、当然かの如くしたものであったが、それはもちろん、賃金のうちから、逐次差引かるべきものであったこと、これである。納屋頭提出の「人夫受負約定書」<sup>19)</sup>中の一個条には、これに關して、

『一、坑夫賃金ノ勘定ハ一ヶ月毎ニ決算シ、其月一切ノ諸費ヲ引去リ、過剩高ノ三分ヲ負債金ニ払込、七分ヲ本人所得ト為致可申候事』

云々とあつて、毎月の賃金から、賄料その他一切を控除した残高のうち、三分だけは、この前賃金の償却に充てねばならぬとされていたことが判る。當時は、かつて「高島炭坑々夫虐遇ノ実況」によつて指摘せられたような、『其實銀ハ納屋頭ヨリ毎年二回ニ受取』るといった旧習は、すでに廃棄せられていたが、種々なる控除が重なり特に、前賃金の引去りは不可避とせられ、更には、かの「高島炭坑の慘状」の筆者の指摘した通りの、しばしばの負傷・疾病の際の『飯汁菜蔬の代価を引去らる』ることは、旧態依然たるものであり、しかも、「高島炭坑雇入手続」の『違約処分』の項下にも、作業用具に關して、

『禁ヲ犯シ或ハ毀損スルモノハ三錢乃至一円五十錢ヲ課シ、又ハ紛失スルモノハ元価ヲ以テ償ハシム。其他坑内外ニ於テ違約セシトキハ納屋頭ヨリ其事蹟ヲ書面ニ認メサセ、事ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ課ス』

云々とあるが、この外にも、実にしばしば、この違約金の名を以て、『一般坑則及慣例ニ背キ、不都合ノ所為ア

リ』<sup>20)</sup>として、処罰没収せられる実情にあったから、現実に、坑夫が賃金として受領し得る終局の金額は、毎時、ほとんどいうに足らぬ少額であったようである。そして、この際、このような前貸金及至は違約金といった制度が、本質的にみて、労働者を封建的な隷従状態に硬着的に拘束する一手段として、好んで用いられたことを忘却すべきでないのである。

〔註〕ただ、この賃金も、規定後幾ばくもなく、物価低落を理由として引下げられた。同記録の末尾に附記して次のようにいう。曰く、『元來、坑夫事業賃ト支給物価ハ併立セシモノニテ、該賃錢ヲ定メシ當時ニアツテハ、諸物価高価ナリシモ、今日ニ至ツテ漸ク諸物品価格低落シ、事業賃並ニ支給品ノ価ヲ改正スベキ時期ニ遭遇セリ。従來坑夫ノ賃錢ハ日役ト唱ヘ廿七錢〔先山〕、廿五錢〔後山〕ニ相当スルヲ標準トシ、其他坑内枠入修繕ノ受負及ビ採炭共皆日役賃錢ヨリ割出シ、使役セシモノヲ、今般廿七錢ヲ廿五錢ニ、廿五錢ヲ廿三錢五厘ニ改正シ、此他採点修繕費モ右日役賃錢ニ準ジ減ゼンメ、同時ニ支給品代価ヲ低減セリ』云々と。

ところで、前掲の如く、納屋頭の所得としては、別に『賄料ニヨリ多少ノ利益ヲ得ル』とあるが、これは、炭坑当局として代価を一定し、食料・需要品を納屋頭の手を通じて支給せしめていたが、これに關しても、公然とある程度の利益〔ピン勿ね〕を認めていたわけである。しかも、これは、しばしば、過度に搾取の機会を与え、納屋頭の私腹を肥させたものであった。

尤も、納屋頭から炭坑当局へ提出の「人夫受負約定書」中には、

『一、自分共ヨリ坑夫へ支給スル物品代価ハ都テ一定セシメ、決テ不当ノ代価ヲ貪り、其他不正ノ所業ヲナシ、坑夫ノ苦情ヲ招ク事ナク、且物品ハ從來炭坑社ヨリ支給セシ品位ヲ標準トシ、粗悪ノ物品ヲ支給致間敷候事』

云々と、一切の不正を禁断する旨明記せられてはいたが、しばしば、これに關する坑夫の苦情が勃発している事



実からみても、ほとんどその実効なく、むしろ、このような個条そのものこそ、かかる事実の存在を裏書きするものというべきであった。

「人夫受負約定書」には、以上に援用したものの外、なお、当面の問題に関連して、参照すべき諸事項がすくなくない。以下、その主要なものを掲記し、且つ若干の解説と批判とを加えてみよう(但し、掲記は原約定書の個条の順序に拠らない)。

この『人夫受負約定書』は、別に又、『服務規約書』ともあるように、炭坑当局に対する納屋頭たちの服務方の規定を主体としたもので、総括的に納屋頭の心構えとして、次の如く見えている。曰く、

『一、納屋頭ハ坑夫等ノ龜鑑トモナル可キ者ニ付、第一風儀ヲ正シクシ、礼讓ヲ重ンジ、他人ノ侮リヲ来タサザル様、常ニ謹慎可致候事』

云々と。如何にも、そうあるべきことで、当然のこととはいえ、然るべき心構えというの外はあるまい。だが、多少とも、当時及びその後における納屋頭の実態を知るものにとっては、率直にいつて、多くの場合、如何にも空々しい文言だとの感を与える。いわば、かくの如きは、多少の例外を除いて、ほとんど空文視せられていたといわざるを得ないであろう。

次に、坑夫の募集・雇入は、納屋頭としての主要任務の第一着手であったが、これに関しては、

『坑夫雇入ノ節、原籍身柄等取調御届可申上、且ツ炭坑医員ノ検査ヲ受ケ、若シ不合格ト認メラレタル者ハ速ニ解雇渡海為致可申事』

云々とか、又は、

『坑夫雇入ノ節ハ必ズ炭坑事業ノ有様ヲ明白ニ告知ラセ、決シテ賃錢ヲ詐リ、且種々ノ甘言ヲ以テ誘導致聞敷候事』

云々との規定であつた。坑夫の募集・雇入に対しては、周旋料その他の名目を以て一定の報酬があつて、これ亦、納屋頭の収得の一部をなしていたし、その後のこれ等坑夫の稼働に応じて一定率の収得が約束せられていたから、これは、納屋頭としても、当然重要な関心事であつた。然し、作業に堪え得ないようなものを雇入するわけにはゆかぬから、この前段の規定は、相当厳守せられた筈とおもわれる。ただ、後段の規定に至つては、これ亦、当然すぎる程当然の規定ではあるが、この禁止規定と逆のことが、むしろ、日常茶飯事として、常套視せられたようである。この事情は、労務需要が、活潑切実な時期において、特に顕著であつて、このような場合には、炭坑当局としても、禁止規定にも拘らず、ある程度黙認の形ではなかつたかと解される。しばしば、これに関連しての坑夫の苦情が発生している事実が、これを裏書きするものであろう。

又、所属坑夫の監督・取締は、納屋頭の眼目というべきであつたが、これに関しては、まず、次の如く規定せられていた。曰く、

『一、自分共請負事業監督之為メ、日々入坑可仕候事

但、病氣事故ノ節ハ其旨御届可仕候事

一、自分共要用ニテ他ノ町村へ旅行仕候節ハ書面ヲ以テ願出、御許可ノ上ハ他納屋頭ニ代理ヲ委托シ、然ル上出発可仕事

一、自分共入坑ノ有無ニ不拘、人繰リハ、必ズ昼夜入坑セシメ、坑夫ノ取締為致可申事

云々と。

要するに、納屋頭は原則として、坑夫の作業監督のため、日々入坑すべく、止むを得ぬ事情のある際には、他の納屋頭に代理を委托するが、しかも、自己の補佐役としての人繰りだけは、自己の入坑の有無に拘らず、かならず昼夜入坑させるというもので、この任務が如何に重視せられたかが知られる。

そして又、坑夫の増減については、一定の書式に則り、翌月三日までに届出なければならず、毎日の坑夫就業高及び患者休業等の一覧表は、翌日届出づべきものとせられていたが、特に、坑夫逃走の処置に関して、

『坑夫逃走ノ節ハ二十四時間以内ニ御届可仕、尤、穿鑿方之義ハ相怠リ申間敷候事』

云々と明記せられているのは、このような顧慮が、依然として必要不可欠であったことを示しているといえよう。賃金・支給物資の代価等に関して、とかく不正奸曲が行われ、物議の種となっていたものであるが、これ等の点に関しても、一応、坑夫に疑念を抱かしむべからずと、次の如く戒告せられていた。曰く、

『一、納屋頭ト坑夫ノ間ノ計算ハ、一定ノ帳簿ヲ整理シ、一目亮然タラシメ、常ニ坑夫稼ギ賃等ニ掛ル手扣帳ヲ渡シ置キ、翌月十日迄ニ決算シ、納屋帳簿ト引合捺印或ハ拇印セシメ、且警官ノ立合ヲ乞、帳簿ノ検査ヲナシ、都テ坑夫ニ疑念ヲ懐カセ申間敷候事』

『自分共ヨリ坑夫へ支給スル物品代価ハ都テ一定セシメ、決テ不当ノ代価ヲ貪リ其他不正ノ所業ヲナシ、坑夫ノ苦情ヲ招ク事ナク、且物品ハ従来炭坑社ヨリ支給セシ品位ヲ標準トナシ、粗悪ノ物品ヲ支給致間敷候事』云々と。だが、ここでも、われわれとしては、この種の規定を必須ならしめた、現実の実態そのものを注目すべきとおもう。

以上の外、次の諸項の内容が、当時の実態を窺う上に役立つであろう。すなわち、まず、賃金に関しては、

『一、賃銭ハ御社御定メ通りヨ以テ稼方爲致可申、万一諸色等非常之騰貴其他不得止儀等ニテ御願可申上事有之候節ハ、必ズ惣代ヲ以テ穩当ニ願出可申、仮令如何様之儀有之候トモ、決シテ状師等ヲ中間ニ入レ不都合之歎願致間敷候事』

云々と規整せられ、又、坑夫及びその面会人等に関しては、

『一、通信ノ自由ヲ得セシメルタメ、自分共勘場ニ申付、無筆ナル者アラバ、代筆セシメ、且郵税金ノ持合ナキ者江ハ貸渡ス可ク、将タ親族知音ノ者来訪シ、坑夫ニ面会ヲ乞フ者アラバ、容易ニ面会ヲ得セシメ、諸事、懇切ニ取扱可申候事』

云々とあり、更には、坑夫のうち負傷・病氣・廢疾者等の処置については、

『一、坑夫故疾之者又ハ負傷病氣等ニテ御社病院へ入院致、稍々快方ニ趣キ候トモ、到底事業ニ堪<sup>〔モトノマツル〕</sup>ニ可キ見込無之者、或ハ廢疾ト相成候者共ハ、自分等ニ於テ原籍へ送還致シ、決而御社之御迷惑相懸中間敷事』

云々とされていた。これ等のうち、第二項前段の如きが、果して、どれ程の実效があつたか。又、後段の如きも一応の規定として、さきに極度の隔離方策に対して、非難が絶えなかつた事実えの申訳的措置の如き感がある。特に、第三項の如きに至つては、このようなものの処置に関して、炭坑当局としては、全く顧るところなく、すべて納屋頭に一任せしめていたというのであるが、かく一任せられた納屋頭として、果して、該当者をして満足せしむべき適切な方策をとっていたか、どうか。当時における、納屋頭の性格そのものから推してみるとき、すこぶる疑うべきであろう。

## 六、む す び

以上、高島炭坑に例をとって、明治前期におけるこの分野の親方制度の実態について一考察を試みたものである。抛るべき資料も乏しく、もとより十分であり得なかつたが、従来閑却せられてきたこの種の課題に対し、ある程度の解明は与え得たかとおもう。今、これを要約すると共に、若干を補説してむすびとしよう。

冒頭にも触れておいた通り、本稿首題への着眼は、いわゆる「高島炭坑問題」を惹起した諸論議に促がされたものであつたが、特に、そこで問題とされた「坑夫虐待」の事実が、納屋頭（親方）を中核的存在としての封建的圧制酷使であると指弾されている点が、強く、筆者の関心を呼んだ。そこでの論議の主要なものは、実地の労働体験乃至視察に基くものとして、すこぶる精彩があり、読者の心肝に迫るものであつたが、それだけに又、多少とも批判的にみる限り、そこに殊更らの誇張乃至は文飾がありはしないかの疑念が生ぜざるを得なかつた。ところが、更に立入って、当時における納屋頭制度改革意見を検討するに、本稿に論述したように、民間人のそれと、時の取締当局として最高の地位にあつた警保局長その人の実地検証の結果によるそれとが、すくなくならぬ面において、ほぼ一致しており、しかも、それが、さまの諸論議の指弾をある程度是認せしむるに足ることが判つて、このような疑問も、ほぼ一掃され、論者の指弾がほぼ真相を衝いたものとの確信を得るに至つた。然し、なお、これを一層確かめるためには、いうまでもなく、現地において残された基本的資料によつてでなければならぬ。これが博搜のための筆者の努力は、決して十分でなかつたが、幸にして、若干ながら従来未見の資料を借覽し得た。これ等のほとんどは、いわゆる「高島炭坑問題」勃発前後に亘るものと解され、当面の問題究明上、相当

貴重視せらるべき内容を持っている。それが、「問題」発生以後のものである限り、かならずや、種々の論議に刺戟せられ、ある程度の改革がなされた筈であるが、しかもなお、それは、決して十分でなく、依然として旧態を彷彿させる点がすくなくなつたことは、既述したところでも察するに難くないであろう。現に「高島炭坑問題」発生より数年の後、明治二十五年十月十日認可の「高島炭坑鉱夫使役規則」に、『就業時間ハ昼夜ニ拘ラズ一日十二時間ヲ限リトシ』<sup>21)</sup>云々とあつて、改革意見で強く指弾せられた労働時間の短縮の如きも、全く顧慮せられていないことが判る。そして、この一時は、過度労働の強要によつて得られるより多くの利潤が、経営当局にとつて抗し難い誘惑であつたことを、明示するものに外ならない。まして、改革以前の諸実態が極めてひどいものであつて、ほぼ「高島炭坑問題」に際しての諸論難を裏付けるべきものであつたことは、ほとんど疑うべくもないであろう。その一端は、単に衛生施設に関連してだけのことではあるが、「高島炭坑衛生の記事」と題するものの一齣に、次の如くあつて、炭坑当局みずから自認していることによつても、十分にこれを看取することができる。すなわち、曰く、

『本島ハ周囲一里ノ小島ニシテ、人家稠密多人輻湊ノ地ナルヲ以テ、衛生上一日モ忽セニス可ラズ。然ルニ明治十四年炭坑事業引受以來恰カモ創業ニ際シ、諸事整頓セズ、随テ衛生上備ラズ、明治十七年五月ニ至リ、脚氣病毒萌起シ、翌十八年二月ニ至リ、漸ク撲滅ニ帰ス。続イテ十八年七月ニ至ツテ、彼ノ恐ルベキ「コレラ」病毒ノ侵襲ヲ被リ、一時ハ頗ル猖獗ヲ極ム。於是テ、数年因襲ノ風習テ、一洗セザル可ラザルノ時期ニ遭セリ。今日ヲ以テ、當時ヲ追懐スレバ、聊カ遺憾ナキ能ハズ』  
云々と。

文はすこぶる簡略であるが、率直に、このように告白せざるを得なかつたのが、当時の実態であつたことを知るべきである。そして、一事が万事という譬の如く、諸事おおむねこれと類を同じとしたと断じて、恐らく誤りでないであろう。

かくして、一言にしてこれをいえば、高島炭坑に見る明治前期の親方制度の実態は、いわゆる親方制度の本来の性格を最も端的に露呈したところのものであつて、そこにおける親方〔納屋頭〕を中核的存在とした封建的な圧制・酷使振りは、その限りにおいて、まさに典型的といふべきものであつたといひ得るであろう。尤も、このような圧制・酷使は、決して、ひとり当時の高島炭坑だけに限られなかつたもので、なお、時代を後にして、他の炭坑にあつても、程度の差こそ多少はあつたにせよ、ほとんど普遍的にみられた現象であつた。筆者が接し得た多くの古老の言に徴すると、古くから坑夫達の間で「圧制山」と呼ばれたのが、かならずしもすくなくなつたというが、これ等は、おそらくこのような圧制・酷使の特に甚だしかつたものに名づけられた呼称であり、このようなもの以外に、圧制・酷使がみられなかつたというわけのものではないであろう。

なお、序ながら、『高島炭坑稼行沿革』<sup>23)</sup>の記事に拠るに、同炭坑において、この悪弊の多い納屋制度を廃止したのは、明治三十年七月のことであつたという。すなわち、

『明治三十年七月十三日 高島炭坑納屋制度ヲ廃止シ、坑夫ノ取扱向ヲ改正ス』

云々とあり、又、

『明治三十年七月二十六日 高島炭坑納屋制度ヲ廢シ、坑夫ヲ炭坑ノ直轄トシ、其他坑夫取扱方ニ付變改スル所多シ。直轄制度実施後、坑夫ノ一部罷業、<sup>(註)</sup>彼是交渉ノ末、十六日ヨリ悉皆入坑セシガ、二十一日ニ至リ

再同盟罷業ノ挙ニ出デ、二十六日ニ至リ入坑就業セリ。此改革ノ為メ、納屋頭慰勞金一人当凡一千五百円、其他納屋頭ヘ支払総額三万五千円ニ達ス』

云々というのが、それである。この時期は、納屋頭制度廢止の時期として、恐らく最も早いものに属するであろう。さきにも指摘した通り、<sup>24)</sup> 鉾山局編「鉾夫待遇事例」に拠るに、明治四十年前後にあつて、なほ、概して、『純然タル納屋制度』が支配的であつたとみられるからである。然し、その後にあつて、或は、これが復活せられなかつたか、どうか。かならずしも、何ともいえないが、大きな疑問がある。というのは、香春炭坑の如きにあつて、『本炭坑ハ直轄納屋ノ兩制度ナリシヲ、明治三十六年ノ頃之ヲ廢シ直轄ト為セシモ、明治三十八年頃ヨリ、大部分ニ納屋制度ヲ復活スルニ至レリ』といつた事例があり、しかも又、この高島炭坑でもその後にあつても、『坑夫周旋人』〔明治三十二年十月〕・『坑夫募集周旋人』〔明治四十年十月〕・『人夫請負人』〔大正元年八月<sup>25)</sup>〕乃至は『傭使・小頭・小頭心得』〔大正五年九月<sup>27)</sup>〕等々の呼称を持ったものが旧記録に出てくるところをみれば、筆者のいわゆる親方制度の残影は、ここでもかなり遅くまで存続したことが知られるからである。これにもまして、一層この疑問を力付けるものとして、大正十四年十二月十四日附、福岡鉾山監督局長からこの高島炭坑に対しての通達事項の個条がある。すなわち、曰く、

『一、鉾夫賃金ハ納屋坑夫ニアリテハ納屋頭ニ、直轄鉾夫ニ対スル賃金ハ役員ニ支払ヒ居レリ。右ハ飯場制度ノ現状ヨリ斯ク取扱ヒ居レルモノト推知スルモ、賃金ハ今後必ラズ鉾夫本人ニ支払ヲ為スコト』〔坑夫、鉾夫の文字は原文のまま〕

云々と。



そして又、これに対する炭坑当局の答申は、次の通りであった。曰く、

『右御指令ノ通り実施ニ付テハ、賃金支払制度其他変更ヲ要スルモノアリ。之ガ準備期間ニヶ月ヲ経タル上、完全実施スベシ』

云々と。このようなのは、とりも直さず、大正末年の当時にあって、いわゆる納屋頭制度が、まだ生きて存在していたことを明示するものに外ならないであろう。それどころか、筆者が現地で直接耳にした某古老の言に徴するに、この高島炭坑では、納屋頭制度が徹底しており、形態は世話役制度等と、一応変わった後でも、實質的には、なお遅く、昭和十六年頃までは残存していたようにおもふとのことであった。他に傍証を以て確め得ないのであるが、この旨附け加えて、他日の検討にまらたいとおもう。

最後に簡単に一言する。本稿に論述したところによって、いわゆる納屋頭の存在が、極めて力強く、ほとんど不可欠というべきものであったことが、ほぼ明らかとなったとおもう。ところで、ではいったい、どうして、このような力強い納屋頭の存在が、不可欠とせられたものであったか。おもふに、わが国資本主義の生成発展に当って、労働者の需要が必然的に旺盛となったが、特に鉱業分野にあっては、そこでの労働環境の劣悪を主因としての過酷労働のゆえに、それが一層切実であった。このため、明治初期にあっては、一時的に局部的ながら、囚人を使役したことさえあった。一般的にいつて、これ等労働者の需要は、生産手段の所有から隔離せられた小生産者、貧農〔特にその二・三男〕等の群によって充足せられていったのであるが、この分野では、上述の特殊事情があって、尋常の手段を以てしては、容易にそれができなかった。かくして、上掲の如く、『甘言を以て之を食み、或は巧みに彼の意に投ずる如き仕業を以て之を誘ふ』と、実地視察の警保局長をしてさえいわしめたような手

段が採られたもので、上掲論議の一齣に『坑夫ハ凡ソ三千人アリテ、諸国烏合ノ徒ナリ』云々とある如きは、いみじくも、かくして狩り集められた労働者の実態を表現しているものといえよう。そして彼等に対しては、『炭坑舎ノ規則トシテ、分秒ノ休憩ヲモ与ヘズ、小頭人繰ヲシテ採炭ノ個所ヲ巡回セシメ、少時ヲ怠ル者アレバ、携帯ノ棍棒ヲ以テ殴打苛責ス』るといった、なかば奴隷労働にも比すべき仕方での苛酷な労働が強要せられたものであった。このような労働者の募集・統轄は、到底、尋常のものでは覚束なかつたもので、ここに、労働者と特殊な結びつきを持ち、特異の労働組織を具えた親方制度〔納屋頭制度〕・納屋頭の存在が、ほぼ必然的なものとして意味付けられる。かくて、さきにも指摘したように、炭坑当局としては、労働者の募集をはじめ、労務管理上の一切を、彼等納屋頭に任せ得て、全く安泰というべきであつたのである。

ところで、しばしば指摘した通り、これには、種々の悪弊が随伴し、特に労働者をして、封建的隷従關係に拘束放任せしめた点が、強く非議せらるべきものであつたが、利潤追求にもつぱら急な炭坑当局としては、それに全く一顧だに払うものでなかつた。然し納屋頭が親方として、子方たる坑夫達と密接な直結的關連があり、時として、利害が対立すれば、彼等が一体となつて力強い団結を以て会社当局に迫るようなことが生じ、納屋頭の勢力が過大とされてくると、炭坑当局としても、決して、これに無関心ではあり得なかつた。かの鉾山局編『鉾山待遇事例』に、納屋頭制度の弊害の第一として『鉾夫ノ團結ヲ容易ナラシメ、多数人ノ力ヲ籍リ鉾山ニ對抗スルノ傾向アルコト』<sup>29)</sup>とある如き、まさしく、この間の実情を表明するものに外ならない。このため、労務管理につき、みずからある程度組織化し得るとの自信を持ちはじめた鉾山当局としては、利用して便宜とする限りはその存続を認めつつも、その権力の過大化をなるべく防止するため、その縮少を図るものがでてきた。もとより、現実と

しては、このような自信の程度にも、種々の段階があったから、これが反映としての親方制度（納屋頭制度）の残影的実態にも、おのずから、いくつもの段階がみられたものであった。

〔一九五五・五・一二〕

〔註〕 坑夫の虐遇に重要な役割を演じた納屋頭そのものの廃止について、坑夫達の反対運動は、決してひとりこの高島炭坑だけでなく、各地にみられた。これは、一見すこぶる不可解かのようにあるが、親方、子方としての納屋頭とその坑夫達との結びつきの強さ、乃至は納屋頭の権力の大きさ如何によつては、かならずしも不可解といふべきではない。筆者が親しく面接した一古老の言に徴すると、(一)、従来の親方、子方関係から、親方の特権を否定せんとする動きには、私情的に反対である。(二)、直轄制度となれば、万事規則づくめで拘束される。(三)、必要な際の借金も、意の如く十分にはできない。(四)、病気の時にも個人的な面倒をみて貰えない。等々、要するに、親方制度の下での、家族主義的な暖かさが失われるということは、彼等として、これまでの抛りどころを失い、『突き放されたような気持ちに襲われたものであった』という。そして又、時としては、このような坑夫達の気持ちに乗じて、特権を否定せよとする納屋頭として、これをそのかし、暴力的手段に訴えての反抗運動が各地に勃発したものであった。

(1) 高島炭坑坑夫救済問題に関する諸論稿は、明治二十一年創刊間もない雑誌「日本人」〔主筆志賀重昂〕に続載せられ、全国的に一大センセーションをひきおこした。

(2) 早川四郎氏稿「高島炭坑問題」解説〔明治文化全集〕第二十一巻、社会篇

(3) この点に関しては、江頭恒治氏「高島炭坑に於ける日英共同企業」〔幕末経済史研究〕二三頁以下〕なる注目すべき論文がある。この項の説明は、主としてこれに拠らして貰った。

(4) 「明治文化全集」第二十一巻、社会篇 三―六頁

(5) 指原安三「明治政史」第二十一篇「高島炭坑坑夫虐遇の始末及清浦警保局長の演説」〔明治文化全集〕、第二巻、正史篇 五八一頁以下

(6) 「高島炭坑文書」のうち、「高島炭坑坑夫取扱手続」所収記事に拠る。

(7) 「明治文化全集」第二十一巻、社会篇一〇頁以下。

(8) 「同上書」一二―一三頁所収。

(9) 「同書」一三頁。

- (10) 「同書」一四頁以下。
- (11) 「同書」一七頁以下。
- (12) 拙著「日本労働関係の特質」一四頁以下、拙稿「わが国鉱業労働における封建性と親方制度」〔立命館経済学〕第三卷四号〕
- (13) 「同上書」一三〇頁以下。
- (14) 拙稿「わが国鉱業労働における封建性と親方制度」〔立命館経済学〕第三卷四号〕同「わが国鉱業（金属）における親方制度の解体過程」〔立命館経済学〕第四卷一号〕等参照。
- (15) (5)、におなじ。
- (16) 「同上書」五八三頁。
- (17) 「坑夫取締」・「賃銭支給法」・「賄料」・「需用品」・「支給品代価」・「事業賃並ニ支給品改正」・「坑夫賄料改正」・「坑夫就業時間」・「坑夫ノ起居」・「違約処分」等々の諸項より成る。なお、用紙は高島炭坑事務所の用箋を用う。
- (18) 「鉱業警察規則ニ抛ル届書類其ノ他」第一号所収〔高島炭坑文書〕のうち〕
- (19) 「高島炭坑文書」のうち。全三十九条よりなり、本稿首題にとつて、参照すべき個条が多い。
- (20) 「高島炭坑鉱夫役規則」〔明治二十五年十月十日認可〕第七条。
- (21) 「同上」第四条に規定するところ。
- (22) 「高島炭坑文書」のうち。
- (23) 「同上」
- (24) 拙稿「わが国鉱業労働における封建性と親方制度」〔立命館経済学〕第三卷四号〕
- (25) 鉱山局編「鉱夫待遇事例」二六九頁。
- (26) 自明治三十二年 至大正二年 決議録仮類纂〔高島炭坑文書〕のうち〕
- (27) 「高島炭坑稼行沿革」〔高島炭坑文書〕のうち〕
- (28) 「鉱業警察規則ニ抛ル届書類其ノ他」第一号所収〔高島炭坑文書〕のうち〕
- (29) 鉱山局編「鉱夫待遇事例」二五六頁。

〔附記〕 本稿は、本都省人文科学研究費補助による研究「題目「親方制度の研究」」の一部である。この際、この旨を特記して、関係当局に厚く謝意を表する。又、本稿依拠資料の採訪・蒐集に際して、高島鉱業所庶務課長椋木男氏その他の方々からすくなからぬ御教示に預った。これ亦厚く御礼申上げる次第である。